

# 平成28年度小樽市予算書

# 目

一 般 会 計 . . . . .	1
特 別 会 計	
港 湾 整 備 事 業 . . . . .	5
青 果 物 卸 売 市 場 事 業 . . . . .	7
水 産 物 卸 売 市 場 事 業 . . . . .	8
国 民 健 康 保 険 事 業 . . . . .	9
住 宅 事 業 . . . . .	11
簡 易 水 道 事 業 . . . . .	13
介 護 保 険 事 業 . . . . .	15
産 業 廃 棄 物 処 分 事 業 . . . . .	17
後 期 高 齡 者 医 療 事 業 . . . . .	18

# 次

企 業 会 計	
病 院 事 業 . . . . .	19
水 道 事 業 . . . . .	23
下 水 道 事 業 . . . . .	27
産 業 廃 棄 物 等 処 分 事 業 . . . . .	31

## 平成28年度 小樽市 一般会計 予算

平成28年度小樽市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56,639,525千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

### (市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 市 税		千円 13,202,700
	1 市民資産税	5,488,900
	2 固定資産税	5,356,800
	3 軽自動車税	170,000
	4 たばこ税	1,022,400
	5 特別土地保有税	123,000
	6 入湯税	21,500
	7 都市計画税	1,020,100
2 地方譲与税		332,001
	1 地方揮発油譲与税	91,000
	2 自動車重量譲与税	221,000
	3 地方道路譲与税	1
4 特別とん譲与税	20,000	
3 利子割交付金	1 利子割交付金	20,000
4 配当割交付金	1 配当割交付金	54,000
5 株式等譲渡所得割交付金	1 株式等譲渡所得割交付金	33,000
6 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	2,450,000
7 ゴルフ場利用税交付金	1 ゴルフ場利用税交付金	36,000
8 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金	50,000
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	400
10 地方特例交付金	1 地方特例交付金	35,000
11 地方交付税	1 地方交付税	16,581,000
12 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	16,000

款	項	金額
13 分担金及び負担金	1 負担金	千円 299,604
14 使用料及び手数料	1 使用料	1,010,317
15 国庫支出金	1 国庫負担金	11,544,974
16 道支出金	1 道負担金	3,189,853
17 財産収入	1 財産運用収入	55,137
18 寄附金	1 寄附金	1
19 繰入金	1 基金繰入金	287,612
20 繰越金	1 繰越金	1
21 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料	2,803,025
22 市債	1 市債	4,638,900
歳入合計		56,639,525

歳出

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	千円 267,367 267,367
2 総務費	1 総務管理費 2 徴税基本台帳費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙調査費 5 統計委員費 6 総務管理費	1,470,665 1,206,326 104,293 94,150 50,961 10,918 4,017
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 国民生活費 4 国民生活費 5 国民生活費	24,719,128 11,531,638 4,441,430 8,612,578 5,308 128,174
4 衛生費	1 保健衛生費 2 保健衛生費 3 清掃費	4,600,408 1,813,434 493,964 2,293,010
5 労働費	1 労働諸費	67,185 67,185
6 農林水産業費	1 農林業費 2 水産業費	103,848 86,814 17,034
7 商工費	1 商工費	2,462,426 2,462,426
8 土木費	1 土木総務費 2 道路橋りょう費 3 河川計画費 4 都市計画費 5 都住宅費 6 港灣費	4,336,670 4,295 1,439,194 90,699 1,682,224 125,610 994,648

款	項	金額
9 消防費	1 消防費	千円 721,314 721,314
10 教育費	1 教育総務費 2 小中学校校費 3 中学校校費 4 中学校校費 5 中学校校費 6 中学校校費	3,503,859 188,772 1,437,874 981,064 388,641 372,203 135,305
11 公債費	1 公債費	5,281,237 5,281,237
12 諸支出金	1 特別会計償還金 2 財政調整基金償還金 3 基金償還金	521,955 329,038 2,159 190,758
13 職員給与費	1 職員給与費	8,553,463 8,553,463
14 予備費	1 予備費	30,000 30,000
歳出	合計	56,639,525

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
例規システム整備事業費	平成29年度から 平成33年度まで	千円 15,390
情報化推進事業費	平成29年度から 平成33年度まで	42,305
家屋評価システム借上料	平成29年度から 平成32年度まで	6,769
バリアフリー等住宅改造資金負担金	平成29年度から 平成43年度まで	846
防火衣整備事業費	平成29年度から 平成32年度まで	57,591
校務用パソコン整備事業費 (小学校費)	平成29年度から 平成33年度まで	2,869
校舎等改築事業費 (山手地区統合小学校)	平成29年度	1,153,780
学校給食センター運営費 (調理等業務委託料)	平成29年度から 平成31年度まで	338,492

第3表 市 債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
小規模治山事業費	千円 28,000	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置 期間を含め、30年以 内に借入先が定める 償還年次表により償 還する。
過疎地域自立促進 特別事業費	256,600			
環境衛生施設整備事業費	2,800			
出 資 金 債	13,500			
道路新設改良事業費	551,400			
建設機械整備事業費	13,900			
河川整備事業費	52,500			
都市計画事業費	114,600			
港湾事業費	349,300			
消防施設整備事業費	118,700			
消防庁舎建設事業費	320,400	2 事業又は財政その 他の都合により、起 債金額の全部又は一 部を翌年度に繰延借 入れをすることがで きる。	3 財政の都合等によ り繰上償還又は借換 えをすることができ る。	
消火栓整備事業費	1,500			
義務教育施設整備事業費	1,083,700			
社会教育施設整備事業費	13,000			
臨時財政対策債	1,719,000	4 利率見直し方式で 借り入れる資金につ いて、利率の見直し があった場合は、当 該見直し後の利率と する。		

平成28年度 小樽市港湾整備事業特別会計予算

平成28年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ584,675千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円
	1 使用料	338,550 338,550
2 財産収入		10,563
	1 財産運用収入	10,563
3 繰入金		36,896
	1 一般会計繰入金	36,896
4 諸収入		14,766
	1 雑収入	14,766
5 市債		183,900
	1 市債	183,900
歳入合計		584,675

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費		千円
	1 港湾整備事業費	240,558 240,558
2 公債費		344,017
	1 公債費	344,017
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		584,675

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上屋整備事業費	千円 33,000	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、40年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。
ふ頭用地整備事業費	6,600			
資本費平準化債	144,300			
				2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。
				3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。
				4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。



平成28年度 小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算

平成28年度小樽市の青果物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,682千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 11,515 11,515
2 繰入金	1 一般会計繰入金	20,132 20,132
3 雑収入	1 雑収入	14,035 14,035
歳入合計		45,682

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 44,667 44,667
2 公債費	1 公債費	915 915
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		45,682

平成28年度 小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

平成28年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,119千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 17,075 17,075
2 繰入金	1 一般会計繰入金	5,343 5,343
3 雑収入	1 雑収入	12,701 12,701
歳入合計		35,119

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 34,356 34,356
2 公債費	1 公債費	713 713
3 予備費	1 予備費	50 50
歳出合計		35,119

平成28年度 小樽市国民健康保険事業特別会計予算

平成28年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,407,404千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険料		千円 2,480,400
	1 国民健康保険料	2,480,400
2 国庫支出金		4,073,241
	1 国庫負担金	2,575,669
	2 国庫補助金	1,497,572
3 療養給付費等交付金		519,941
	1 療養給付費等交付金	519,941
4 前期高齢者交付金		5,166,275
	1 前期高齢者交付金	5,166,275
5 道支出金		620,736
	1 道負担金	111,369
	2 道補助金	509,367
6 共同事業交付金		4,219,599
	1 共同事業交付金	4,219,599
7 繰入金		1,317,095
	1 一般会計繰入金	1,317,095
8 諸収入		10,117
	1 延滞金、加算金及び過料	510
	2 雑収入	9,607
歳入合計		18,407,404

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 351,502
	1 総務管理費	351,502
2 保険給付費		12,024,961
	1 療養諸費	11,973,937
	2 出産育児等諸費	51,024
3 後期高齢者支援金等		1,510,213
	1 後期高齢者支援金等	1,510,213
4 前期高齢者納付金等		711
	1 前期高齢者納付金等	711
5 老人保健拠出金		59
	1 老人保健拠出金	59
6 介護納付金		537,475
	1 介護納付金	537,475
7 共同事業拠出金		3,973,983
	1 共同事業拠出金	3,973,983
8 諸支出金		7,500
	1 償還金及び還付加算金	7,500
9 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		18,407,404

平成28年度 小樽市住宅事業特別会計予算

平成28年度小樽市の住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ819,995千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債

の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円
	1 使用料	582,663 582,663
2 国庫支出金		85,320
	1 国庫補助金	85,320
3 財産収入		61
	1 財産運用収入	61
4 繰入金		41,800
	1 基金繰入金	3,668
	2 一般会計繰入金	38,132
5 諸収入		3,151
	1 住宅敷金収入	2,646
	2 雑収入	505
6 市債		107,000
	1 市債	107,000
歳入合計		819,995

歳出

款	項	金額
1 住宅事業費		千円
	1 住宅管理費	493,602 493,602
2 公債費		326,293
	1 公債費	326,293
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		819,995

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市営住宅整備事業費	千円 107,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

平成28年度 小樽市簡易水道事業特別会計予算

平成28年度小樽市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ197,054千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債

の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 55,168
	1 使用料 2 手数料	55,048 120
2 繰入金	1 一般会計繰入金	110,605 110,605
3 諸収入		2,081
	1 受託事業収入 2 雑収入	2,000 81
4 市債		29,200
	1 市債	29,200
歳入合計		197,054

歳出

款	項	金額
1 簡易水道事業費		千円 113,013
	1 水道事業費 2 水道建設費	97,213 15,800
2 公債費	1 公債費	83,941 83,941
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		197,054

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業費	千円 29,200	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、40年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>



平成28年度 小樽市介護保険事業特別会計予算

平成28年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,915,813千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 保 険 料		千円 2,771,544
	1 介 護 保 険 料	2,771,544
2 国 庫 支 出 金		3,778,769
	1 国 庫 負 担 金 2 国 庫 補 助 金	2,566,721 1,212,048
3 支 払 基 金 交 付 金		4,011,700
	1 支 払 基 金 交 付 金	4,011,700
4 道 支 出 金		2,129,083
	1 道 負 担 金 2 道 補 助 金	2,075,742 53,341
5 財 産 収 入		345
	1 財 産 運 用 収 入	345
6 繰 入 金		2,224,172
	1 一 般 会 計 繰 入 金 2 基 金 繰 入 金	2,190,839 33,333
7 諸 収 入		200
	1 延滞金、加算金及び過料 2 雑 入	100 100
歳 入 合 計		14,915,813

歳出

款	項	金額
1 総 務 費		千円 305,739
	1 総 務 管 理 費	152,646
	2 徴 収 費	13,563
	3 介 護 認 定 審 査 会 費 4 趣 旨 普 及 費	137,430 2,100
2 保 険 給 付 費		14,284,500
	1 介 護 サービス等諸費	13,274,800
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	625,570
	3 高 額 介 護 サービス等費 4 そ の 他 諸 費	368,070 16,060
3 地 域 支 援 事 業 費		289,296
	1 介 護 予 防 事 業 費	580
	2 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	246,294
	3 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス事業費	21,270
	4 一 般 介 護 予 防 事 業 費 5 そ の 他 諸 費	21,122 30
4 基 金 積 立 金		345
	1 基 金 積 立 金	345
5 公 債 費		33,333
	1 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	33,333
6 諸 支 出 金		1,600
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,600
7 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		14,915,813

平成28年度 小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算

平成28年度小樽市の産業廃棄物処分事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99,948千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 手数料	千円 23,980 23,980
2 繰入金	1 一般会計繰入金	75,945 75,945
3 諸収入	1 雑収入	23 23
歳入合計		99,948

歳出

款	項	金額
1 産業廃棄物処分事業費	1 産業廃棄物処分事業費	千円 12,438 12,438
2 公債費	1 公債費	87,010 87,010
3 予備費	1 予備費	500 500
歳出合計		99,948

平成28年度 小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成28年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,971,630千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 後期高齢者医療保険料	1 後期高齢者医療保険料	1,363,159
2 繰入金	1 一般会計繰入金	588,611
3 諸収入	1 受託事業収入 2 償還金及び還付加算金	19,860 17,860 2,000
歳入合計		1,971,630

歳出

款	項	金額
		千円
1 総務費	1 総務管理費 2 徴収費	73,841 67,284 6,557
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,895,289
3 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	2,000
4 予備費	1 予備費	500
歳出合計		1,971,630

平成28年度 小樽市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	388床
(2) 年間入院患者数	127,750人
(3) 年間外来患者数	218,700人
(4) 一日平均入院患者数	350人
(5) 一日平均外来患者数	900人
(6) 主な建設改良事業の概要	

イ 医療機器購入費 100,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	10,326,253千円
第1項 医業収益	9,450,061千円
第2項 医業外収益	737,953千円

第3項 附帯事業収益 98,218千円

第4項 特別利益 40,021千円

支 出

第1款 病院事業費用 11,024,320千円

第1項 医業費用 10,666,264千円

第2項 医業外費用 255,719千円

第3項 附帯事業費用 98,332千円

第4項 特別損失 4,005千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額309,407千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額170千円、当年度分損益勘定留保資金250,390千円で補填し、一時借入金58,847千円で措置するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	380,851千円
第1項 企業債	100,000千円
第2項 他会計出資金	279,260千円
第3項 道補助金	1,591千円

支 出

第1款 資本的支出	690,258 千円
第1項 建設改良費	103,722 千円
第2項 企業債償還金	566,376 千円
第3項 長期貸付金	20,160 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
医療機器 整備事業費	千円 100,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 平成 29 年度から据置期間を含め 30 年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。  2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、6,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用(給与費)及び附帯事業費用(給与費)の予定支出に不足が生じた場合、相互に流用することができる。
- (2) 医業費用(材料費及び経費)の予定支出に不足が生じた場合、医業外費用から流用することができる。
- (3) 医業外費用(消費税及び地方消費税)の予定支出に不足が生じた場合、各項から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 5,463,645 千円
- (2) 交 際 費 250 千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金

額は、201,813 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,275,337 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器	放射線検査装置	一式





平成28年度 小樽市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水世帯数	64,500 世帯
(2) 年間総給水量	15,600 千m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	42,740 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業の概要	

イ 配水管整備事業

事業費 415,012 千円

事業概要 市内一円配水管整備

ロ 改良事業

事業費 371,433 千円

事業概要 中区配水池築造工事ほか

ハ 導・送水管整備事業

事業費 214,569 千円

事業概要 勝納水管橋更新工事ほか

ニ 消火栓整備事業

事業費 1,556 千円

事業概要 消火栓新設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	2,975,140 千円
第1項 営業収益	2,694,273 千円
第2項 営業外収益	280,767 千円
第3項 特別利益	100 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	2,697,026 千円
第1項 営業費用	2,287,259 千円
第2項 営業外費用	398,667 千円
第3項 特別損失	1,100 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,300,873千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額67,032千円、減債積立金337,829

千円、過年度分損益勘定留保資金 609,115 千円及び当年度分損益勘定留保資金 286,897 千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	948,279 千円
第1項 企 業 債	773,300 千円
第2項 交 付 金	36,130 千円
第3項 他 会 計 出 資 金	52,708 千円
第4項 他 会 計 負 担 金	1,556 千円
第5項 他 会 計 補 助 金	1,485 千円
第6項 工 事 負 担 金	83,000 千円
第7項 固 定 資 産 売 却 代	100 千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,249,152 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,089,432 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,159,720 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
豊倉浄水場電気設備更新事業費	平成 29 年度	千円 139,000
勝納水管橋更新事業費	平成 29 年度	154,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業費	千円 773,300	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 平成29年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。  2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 538,027千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、47,828千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、81,014千円と定める。



平成28年度 小樽市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                  |                        |
|------------------|------------------------|
| (1) 排水戸数         | 59,600 戸               |
| (2) 年間総排水量       | 21,600 千m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均排水量      | 59,178 m <sup>3</sup>  |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 |                        |

イ 築造工事費

事業費 996,154 千円

事業概要 汚水管整備  
中央1の1号幹線汚水管改築工事 ほか

雨水管整備  
熊碓第2排水区雨水渠築造工事

ポンプ場設備の更新  
張碓第1汚水中継ポンプ場機械設備工事 ほか

処理場設備の更新  
中央下水終末処理場  
電気設備(監視制御設備)工事 ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、

支払利息及び企業債取扱諸費の財源に充てるため、下水道事業債(特別措置分)29,200千円を借り入れる。

	収	入
第1款 下水道事業収益		3,985,954 千円
第1項 営業収益		2,118,886 千円
第2項 営業外収益		1,866,967 千円
第3項 特別利益		101 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		3,418,855 千円
第1項 営業費用		3,026,824 千円
第2項 営業外費用		385,781 千円
第3項 特別損失		1,250 千円
第4項 予備費		5,000 千円
	(資本的収入及び支出)	

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,619,256千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額69,366千円、減債積立金93,403千円、当年度分損益勘定留保資金1,062,564千円、当年度利益剰余金処分額393,923千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	1,819,518 千円
第1項 企業債	792,400 千円
第2項 交付金	430,100 千円
第3項 他会計出資金	358,667 千円
第4項 他会計負担金	109 千円
第5項 他会計補助金	824 千円
第6項 受益者負担金	289 千円
第7項 貸付金償還金	237,029 千円
第8項 固定資産売却代	100 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,438,774 千円
第1項 建設改良費	997,242 千円
第2項 企業債償還金	2,436,082 千円
第3項 貸付金	5,450 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央下水終末処理場電気設備（監視制御設備）工事	平成29年度	千円 298,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
下水道事業費	千円 495,800	普通貸借 又は 登録公債	%	1 平成29年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。
資本費平準化債	180,000			
下水道事業債 (特別措置分)	145,800			
				2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 171,133 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、882,762 千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち、393,923 千円は次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 393,923 千円





平成28年度 小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度産業廃棄物等処分事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間埋立処分量	72,580 t
イ がれき類等	17,660 t
ロ 廃プラスチック類等	8,000 t
ハ 土 砂	46,920 t
(2) 一日平均埋立処分量	283 t
イ がれき類等	69 t
ロ 廃プラスチック類等	31 t
ハ 土 砂	183 t

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 産業廃棄物等処分事業収益	230,135 千円

第1項 営業収益 227,964 千円

第2項 営業外収益 2,171 千円

支 出

第1款 産業廃棄物等処分事業費用 162,942 千円

第1項 営業費用 152,650 千円

第2項 営業外費用 9,292 千円

第3項 予備費 1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入 80,000 千円

第1項 貸付金償還金 80,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

27,756 千円